

平成 18 年 9 月 26 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成 18 年 9 月 26 日福祉部長決定）（以下「事業要綱」という。）第 3 条の規定に基づき、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(事業内容)

第 2 条 この要綱により実施する日中一時支援（日中短期入所型）事業（以下「事業」という。）は、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等において、日中、障害者等に活動の場を提供し、見守りその他必要な保護等を行うものとする。

(対象者)

第 3 条 この事業を利用できる者は、加古川市に居住地を有する障害者等であって、次の各号で定める要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（児）
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている知的障害者（児）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（児）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に規定する特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている障害者（児）（以下「難病患者等」という。）
- (5) 当該サービスが必要であると市長が認めた者（児）

(調査)

第 4 条 事業に係る事業要綱第 7 条第 1 項に規定する心身の状況に係る調査は、別表第 1 に掲げる日中一時支援事業に係る調査票により行うものとする。

(基準費用額)

第 5 条 事業に係る事業要綱第 8 条第 2 項及び同条第 3 項第 1 号に規定する市長が別に定める基準により算定した費用の額は、1 月において、別表第 2 に掲げる対象者及び日中一時支援区分並びに利用時間に応じた利用単価（利用単価に加算を行う場合にあっては、当該加算を行って得た額）に、当該利用時間に係る利用回数を乗じて得た額を合算した額に、1,000 分の 1,018 を乗じて得た額とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日までに、障害福祉サービスにおける短期入所事業所として指定を受けていた者については、平成 18 年 10 月 1 日に事業要綱第 4 条の規定にか

かわらず登録についての添付書類を省略することができるものとする。

- 3 この要綱の施行日までに、障害福祉サービスにおける短期入所を利用していた者については、平成18年10月1日に事業要綱第6条の規定にかかわらず申請があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年1月15日福祉部長決定）

改正 平成21年3月24日福祉部長決定

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日福祉部長決定）

この要綱は、平成21年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

日中一時支援事業に係る調査票

	項目	区分	判断基準			
1	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に支援を要する。 おかずを刻んでもらうなど部分的に支援を要する。			
2	排泄	・全介助 ・一部介助	全面的に支援を要する。 便器に座らせてもらうなど部分的に支援を要する。			
3	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に支援を要する。 身体を洗ってもらうなど部分的に支援を要する。			
4	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に支援を要する。 手を貸してもらうなど部分的に支援を要する。			
5	行動障害 および 精神症状	・ほぼ毎日（週5日以上） ・ときどきある（週1回以上）	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2) 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。 また、自室に閉じこもって何もしないでいる。			
<p>上記の項目を用いて次の日中一時支援区分を設定する。</p> <p>【区分3】 1から4の項目のうち「全介助」が3項目以上又は5の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上</p> <p>【区分2】 1から4の項目のうち「一部介助」が3項目以上又は5の項目のうち「ときどきある」が1項目以上</p> <p>【区分1】 区分3又は区分2に該当しない者で1から4の項目のうち「全介助」又は「一部介助」が1項目以上の場合</p> <p>*ただし、加古川市自立支援給付審査会において障害支援区分の認定を受けた利用者については次のとおりの区分とする。</p>						
障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
日中一時支援区分	区分1		区分2		区分3	

別表第2（第5条関係）

加古川市日中一時支援（日中短期入所型）事業利用単価

（単位：円）

対象者	日中一時支援区分	利用時間			加算	
		4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	食事	送迎
身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者（児） 難病患者等	区分3	1,980	3,970	5,950	420	540
	区分2	1,670	3,330	5,000		
	区分1	1,290	2,560	3,850		
遷延性意識障害者・児		3,550	7,080	10,610		
重症心身障害者・児		5,090	10,160	15,250		

備考

- 1 端数処理においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）の例による。
- 2 同一の指定事業者（事業要綱第 4 条第 5 項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）において同一日に複数回、この事業を利用した場合における利用時間は、総時間数をもって決定する。
- 3 食事に係る加算額は、1 日における上限額とする。
- 4 送迎に係る加算額は、事業の利用者に対して、利用者の居宅等と指定事業者との間の送迎を行った場合に、片道 1 回につき算定する額とする。
- 5 「遷延性意識障害者・児」に係る利用単価は、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 551 号。以下同じ。）における介護給付費等単位数表第 7 の 1 のハの医療型短期入所サービス費（Ⅱ）又は医療型短期入所サービス費（Ⅲ）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準に適合しているものとして、加古川市長に届け出た指定事業者において、厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 236 号）に適合すると認められた遷延性意識障害を有する障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は日中一時支援区分 1 以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等がこの事業を利用した場合に適用する。
- 6 「重症心身障害者・児」に係る利用単価は、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準における介護給付費等単位数表第 7 の 1 のハの医療型短期入所サービス費（Ⅱ）又は医療型短期入所サービス費（Ⅲ）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準に適合しているものとして、加古川市長に届け出た指定事業者において、所持する身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳をいう。）の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の肢体不自由 1 級又は肢体不自由 2 級に該当し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定による知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度と判定された障害者等がこの事業を利用した場合に適用する。